

## 国立大学法人岡山大学公益通報者保護実施要項

〔平成18年3月27日〕  
学 長 裁 定  
改正 令和2年3月31日  
改正 令和3年3月30日  
改正 令和4年5月31日

### (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学公益通報者保護規程（平成18年岡大規程第6号）第21条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護の実施に関し、必要な事項を定める。

### (通報等の方法)

第2条 通報者等は、電子メール、FAX、書面で通報を行うときは、別紙様式1に定める公益通報シートを用いて通報を行うことができる。

2 通報者等は、公益通報シートを用いない場合であっても、公益通報シートに記載している項目について具体的に通報窓口知らせなければならない。

3 通報等は、原則として氏名・連絡先を明らかにして行うものとする。

4 匿名により通報が行われた場合は、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠がある場合に限り、公益通報として受け付けることができる。

### (通報等の受付)

第3条 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、別紙様式2に定める公益通報受付票に所要の事項を記入し、直ちに法人監査室長に報告しなければならない。

2 通報窓口は、通報等が郵便による場合など、当該通報等が受け付けられたかどうかについて通報者等が知り得ない場合には、当該通報等を受領した旨を速やかに通報者等に通知しなければならない。ただし、匿名による通報等の場合であって、通知が可能な場合には、受領した旨を通知するものとする。

### (検討の実施)

第4条 法人監査室長は、公益通報に該当するか否かについての検討を、公正・公平かつ誠実に行うものとする。ただし、次の各号に掲げる通報等については公益通報として受理しない。

一 内容が一般的な意見・苦情の類であるもの

二 本学の業務と全く無関係な職員等の私生活上の法令違反行為に関するもの

三 虚偽又は他人の誹謗中傷その他不正の目的であることが明らかなもの

四 具体性に乏しく、通報者に説明を求めても内容等が把握できないもの

五 単なる伝聞に基づくものなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないもの

六 その他公益通報に該当しないことが明らかなもの

2 法人監査室長は、公益通報に該当するか否かの判断が困難な場合は、関係部局と相談することができる。

- 3 前項の相談を受けた部局は、誠実に協力するものとする。
- 4 法人監査室長は、通報事実の検討結果を公益通報受付票に記入するものとする。
- 5 法人監査室長は、通報等を公益通報として受理した場合は、その旨を通報者等に通知し、別紙様式3に定める公益通報管理台帳を作成しなければならない。
- 6 法人監査室長は、通報等を公益通報として受理しない場合は、その旨及びその理由を遅滞なく通報者等に通知する。また、必要に応じて、当該通報等を担当部署に移送し、当該通報者等に移送した旨を通知するものとする。
- 7 匿名による通報等の場合は、第5項及び第6項に規定する通報者等への通知は行わないものとする。また、外部窓口において氏名の秘匿を希望した者に対しては、当該窓口を通じて通知するものとする。

(調査の指示)

第5条 公益通報者保護責任者（以下「責任者」という。）は、法人監査室長から報告を受けた通報について、調査の必要を認めた場合は、調査部局を指定し、調査部局の長に別紙様式4により調査を指示する。

- 2 責任者は、調査の開始又は調査を行わない場合は理由を付してその旨を通報者に通知する。ただし、匿名による通報の場合は、この通知は行わないものとする。
- 3 前項の規定により通報者に通知する場合において、外部窓口で氏名の秘匿を希望した者に対しては、当該窓口を通じて通知するものとする。

(調査の実施)

第6条 調査の実施にあたっては、通報内容の保護並びに通報者及び被通報者の個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 部局の長は、調査委員会を設置する場合には、別紙様式5により委員を委嘱し、処理すべき事務の範囲を明らかにする。

(調査結果の通知)

第7条 責任者は、調査結果を速やかに通報者に通知しなければならない。なお、是正措置等を講じる必要がないときは、その旨及びその理由を付すものとする。

(是正結果の通知)

第8条 責任者は、是正措置及び再発防止措置を講じた場合は、是正結果を速やかに通報者に通知しなければならない。

(通報者等の保護)

第9条 責任者は、通報者等を保護するため、その通報者等の別により、次の各号に掲げる部局等に経過観察させるなどにより、相当の期間、保護を継続して行う。

- 一 本学の職員及び退職者 所属部局（退職者にあつては、退職時の所属部局）及び総務・企画部
- 二 本学に勤務する派遣労働者等 当該派遣労働者が勤務する部局及び財務部
- 三 本学の取引業者の労働者等 当該取引業者の労働者が取引業務に従事する部局及び財務部
- 四 本学の学生及び研究生等 在籍する学部・研究科及び学務部
- 五 本学の役員 監事

(その他)

第10条 この実施要項の運用に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和4年6月1日から施行する。